

薬生食輸発 0507 第 1 号  
令和 2 年 5 月 7 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

オランダ産ピーナッツバターの取扱いについて (一部改正)

標記については、令和 2 年 4 月 10 日付け薬生食輸発 0410 第 1 号により取り扱っているところですが、

今般、対象ロットについて新たな情報を入手したことから、上記通知の対象ロットに、下記ロットを追加し、別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。

記

E194635、E195153、E193894、E194630、E194636、E195152

別添  
薬生食輸発 0410 第 1 号  
令和 2 年 4 月 10 日  
(最終改正：令和 2 年 5 月 7 日付け薬生食輸発 0507 第 1 号)

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

#### オランダ産ピーナッツバターの取扱いについて

今般、オランダ産ピーナッツバターについて、アフラトキシンが検出されたとして、現地にて自主回収が行われているとの情報を入手しました。

については、下記の製品が輸入届出された場合には、輸入者に対し、当該製品の積み戻し等を指導願います。

#### 記

1. 製造者名

MACHANDEL BV

2. 製品名

PEANUTBUTTER

3. 対象ロット

L3119310、L3219302、L3119303、L3219305、L3219309、L3119301、  
E194635、E195153、E193894、E194630、E194636、E195152